

令和3年第2回

遠軽町議会定例会会議録（第3号）

令和3年3月12日（金）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第32 | 議案第27号 | 令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第15号） |
| 日程第33 | 議案第20号 | 令和3年度遠軽町一般会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査） |
| 日程第34 | 議案第21号 | 令和3年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査） |
| 日程第35 | 議案第22号 | 令和3年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査） |
| 日程第36 | 議案第23号 | 令和3年度遠軽町介護保険特別会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査） |
| 日程第37 | 議案第24号 | 令和3年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査） |
| 日程第38 | 議案第25号 | 令和3年度遠軽町水道事業会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査） |
| 日程第39 | 議案第26号 | 令和3年度遠軽町下水道事業会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査） |
| 日程第40 | 意見案第1号 | 高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める
意見書 |
| 日程第41 | 意見案第2号 | 悪質商法による消費者被害をなくすために預託法の改正及
び執行強化並びに特定商取引法及び同法指針の改正、執行
強化を求める意見書 |
| 日程第42 | | 議員派遣について |

◎出席議員（16名）

議長	16番	前田篤秀君	15番	今村則康君
	1番	高橋義詔君	2番	稲場仁子君

3番	佐藤登君	4番	秋元直樹君
5番	一宮龍彦君	6番	竹中裕志君
7番	渡部正騎君	8番	山谷敬二君
9番	阿部君枝君	10番	前島英樹君
11番	佐藤昇君	12番	山本悟君
13番	黒坂貴行君	14番	岩澤武征君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	河原英男君
代表監査委員	村瀬光明君		

◎説明員

副町長	舟木淳次君	総務部長	佐藤祐治君
民生部長	平間敏春君	経済部長	澤口浩幸君
経済部技監	内野清一君	総務課長	鈴木浩君
情報管財課長	会津靖朗君	企画課長	今井昌幸君
財政課長	堀嶋英俊君	ジオパーク推進課長	松村愉文君
危機対策室参事	山地茂樹君	保健福祉課長	古賀伸次君
保健福祉課参事	深澤万喜子君	住民生活課長	高橋静江君
税務課長	二瓶雄介君	子育て支援課長	太田貴幸君
農政林務課長	広瀬淳次君	農政林務課参事	加藤政勝君
商工観光課長	小椋将秀君	建設課長	井上隆広君
水道課長	大川寿雄君	生田原総合支所長	大静祐一君
生田原総合支所産業課長	今泉郁夫君	丸瀬布総合支所長	伊藤雅彦君
丸瀬布総合支所産業課長	小山信芳君	白滝総合支所長	鴻上栄治君
白滝総合支所産業課長	大野数彦君	会計管理者	伯谷和昭君
教育部長	大貫雅英君	総務課長	村上裕和君
社会教育課長	小野寺正彦君	図書館長	中島伸司君
監査委員会事務局長	奥山隆男君	選挙管理委員会事務局長	奥山隆男君
農業委員会事務局長	広瀬淳次君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	菊地隆君	事務局主幹	岩井誠志君
事務局係長	田中郁美君		

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は16人であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、竹中議員、山本議員を指名します。

◎日程追加の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。
お手元に配付しました議事日程追加表のとおり議案が提出されております。これを日程に追加し、議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。
したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎日程第32 議案第27号

○議長（前田篤秀君） 日程第32 議案第27号令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第15号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 議案第27号令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第15号）について説明いたします。

令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第15号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億3,107万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を197億776万3,000円とするものです。補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」により説明いたします。地方債の変更は、「第3表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に2億8,830万3,000円を追加し、総額を45億2,618万8,000円とするものです。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金を1億3,452万7,000円減額し、

総額を5億6,598万9,000円とするものです。

22款町債につきましては、1項町債に7,730万円を追加し、総額を29億1,887万7,000円とするものです。

これにより、歳入合計194億7,668万7,000円に2億3,107万6,000円を追加し、総額を197億776万3,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に4,626万3,000円を追加し、総額を68億7,658万7,000円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費に3,041万3,000円を追加し、総額を6億6,762万4,000円とするものです。

8款土木費につきましては、2項道路橋梁費に1億4,200万円を追加し、総額を20億9,992万6,000円とするものです。

10款教育費につきましては、2項小学校費に680万円を追加、3項中学校費に560万円を追加し、総額を12億6,080万5,000円とするものです。これにより、歳出合計194億7,668万7,000円に、2億3,107万6,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の197億776万3,000円とするものです。

次に、第2表、繰越明許費補正について説明いたします。

繰越明許費の追加につきましては、6款農林水産業費1項農業費、畑地帯総合整備事業3,041万3,000円、8款土木費2項道路橋梁費、道路新設改良事業1億4,200万円、10款教育費2項小学校費、小学校感染症対策等学校教育活動継続支援事業680万円、3項中学校費、中学校感染症対策等学校教育活動継続支援事業560万円について、翌年度に繰り越して使用することができる経費とするものです。

繰越明許費の変更につきましては、2款総務費1項総務管理費、新型コロナウイルス感染症対策事業の金額を、7,692万5,000円に変更するものです。

次に、第3表地方債補正について説明いたします。次のページをお開き願います。

地方債の変更につきましては、畑地帯総合整備事業及び道路新設改良事業の限度額をそれぞれ起債のとおり変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更ありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。10ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費16目新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策事業4,626万3,000円につきましては、ソーシャルディスタンス確保のための、総合庁舎トイレ改修に必要な経費として、公共施設等環境改善工事586万3,000円を追加。感染症の影響により、使用料収入が著しく減少した学田住民センターの維持管理体制を確保するため、公共施設等維持管理体制持続化助成金40万円を追加。感染症患者の受入れ、治療を行っている医療機関に対し、医療機器の整備や施設の改

良等感染症対応に必要な経費を支援するための新型コロナウイルス感染症対策医療機関特別補助金4,000万円を計上するものです。

6款農林水産業費1項農業費5目農地費、畑地帯総合整備事業3,041万3,000円につきましては、国の補正予算による道営事業の排水路整備に係る事業費の追加に伴い、安国地区道営土地改良事業負担金を追加するものです。

8款土木費2項道路橋梁費3目道路橋梁新設改良費、道路新設改良事業1億4,200万円につきましては、国補正予算による道路改良事業交付金の追加に伴い、岩見通道路改良舗装工事を追加するものです。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費、小学校管理一般経費680万円につきましては、国の補正予算による学校保健特別対策事業補助金の追加に伴い、感染症対策等学校教育活動継続支援事業交付金を計上するものです。3項中学校費1目学校管理費、中学校管理一般経費560万円につきましては、国の補正予算による学校保健特別対策事業補助金の追加に伴い、感染症対策等学校教育活動継続支援事業交付金を計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。8ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1億9,463万1,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加です。5目土木費国庫補助金8,747万2,000円につきましては、岩見通道路改良舗装工事に係る道路改良事業交付金の追加です。6目教育費国庫補助金620万円につきましては、感染症対策等学校教育活動継続支援事業交付金に係る学校保健特別対策事業費補助金の追加です。

19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、1億3,452万7,000円を減額するものです。

22款町債1項町債3目農林水産業債2,550万につきましては、安国地区道営土地改良事業負担金に係る畑地帯総合整備事業債の追加です。5目土木債5,180万につきましては、岩見通道路改良舗装工事に係る道路新設改良事業債の追加です。

補正予算の主要な事業の概要につきましては、補正予算に関する資料により、担当から説明いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 井上建設課長。

○建設課長（井上隆広君） 続きまして、令和2年度一般会計補正予算に関する資料について御説明致します。資料をめくり、位置図を御覧願います。

遠軽地域の道路新設改良事業でございます。図面番号①の岩見通道路改良舗装工事は、未改良道路であり、凍上による路面の損傷や水たまり等が著しく補修では対応できないことから、改良舗装を実施するものです。

令和3年度遠軽町予算に関する資料で御説明したものでありますが、国の三次補正により、令和2年度に前倒しし、新年度に繰り越して工事を実施するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、10ページから11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、6款農林水産業費、12ページから13ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、8款土木費、14ページから15ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、10款教育費、16ページから19ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

15款国庫支出金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、19款繰入金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、22款町債、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第2表、繰越明許費補正、3ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第3表、地方債補正、4ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第27号令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第15号）を採決いたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第33 議案第20号から日程第39 議案第26号

○議長（前田篤秀君） 日程第33 議案第20号令和3年度遠軽町一般会計予算、日程第34 議案第21号令和3年度遠軽町国民健康保険特別会計予算、日程第35 議案第22号令和3年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算、日程第36 議案第23号令和3年度遠軽町介護保険特別会計予算、日程第37 議案第24号令和3年度遠軽町個別排水

処理事業特別会計予算、日程第38 議案第25号令和3年度遠軽町水道事業会計予算、日程第39 議案第26号令和3年度遠軽町下水道事業会計予算、以上議案7件を一括して議題とします。

本定例会において付託しました予算審査特別委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

竹中予算審査特別委員会委員長。

○予算審査特別委員長（竹中裕志君） —登壇—

令和3年度遠軽町各会計予算に係る特別委員長報告をいたします。

令和3年3月12日。

令和3年度遠軽町一般会計予算外6件につきましては、令和3年第2回遠軽町議会定例会において予算審査特別委員会に付託され、慎重に審査をしてまいりました。

審査に当たりましては、理事者をはじめ関係部課長等により詳細に説明をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げる次第であります。

初めに、本特別委員会で審査いたしました結果について御報告をいたします。

審査結果につきましては、議案第20号令和3年度遠軽町一般会計予算から議案第26号令和3年度遠軽町下水道事業会計予算までの付託案件7件を全会一致をもって原案のとおり可とすることに決定したところであります。

審査の経過につきましては、3月4日予算審査特別委員会を設置、予算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任、理事の選任を行いました。3月8日予算審査一般会計、3月9日予算審査一般会計、3月10日予算審査、一般会計、3月11日予算審査一般会計、予算審査各特別会計・水道事業会計、下水道事業会計、委員会審査報告書のまとめ、委員会審査報告書の確認・採決を経たものであります。

附帯意見についてはありませんでしたが、各委員から多くの事項について意見や提言を申しあげましたので、その意を十分に御理解いただき、今後の町政運営に生かしていただきたいと存じます。

以上をもちまして、令和3年度遠軽町各会計予算に関する審査報告といたします。

○議長（前田篤秀君） 委員長報告に対する質疑は行わないことになっておりますので、一括上程した議案7件の採決をいたします。

採決は、上程の順により各議案ごとに行います。

これより、議案第25号令和3年度遠軽町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号令和3年度遠軽町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号令和3年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号令和3年度遠軽町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和3年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号令和3年度遠軽町水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号令和3年度遠軽町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

暫時、休憩します。

午前10時19分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（前田篤秀君） 会議を再開します。

◎日程第40 意見案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第40 意見案第1号高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

稲場議員。

○2番（稲場仁子君） ー登壇ー

高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書について、読み上げて御説明いたします。

原発の使用済み核燃料から、ウランやプルトニウムを取り出す再処理の過程で出る放射能の極めて強い廃液である高レベル放射性廃棄物の地層処分を研究している幌延町の深地層研究センターをめぐることは、北海道は誘致にあたり、いわゆる「核抜き条例」を制定し、道及び幌延町、日本原子力研究開発機構は、「研究のみ」として三者協定を締結しています。

政府は、平成29年7月28日、高レベル放射性廃棄物の最終処分場に適した地域を示した「科学的特性マップ」を公表しました。これによれば、火山や活断層が周囲になく、海岸から近い処分場の候補地となり得る「最適地」は、北海道において陸地の3割が該当し86市町村に及んでいます。

令和2年10月8日、寿都町と神恵内村が高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定に向けて、第1段階にあたる「文献調査」への応募を表明しました。地域住民の不安や風評被害への懸念から反対する声などが寄せられる一方、地域振興への期待など立場の異なる関係者の意見がぶつかり、地域に修復困難な垣根を残すことが懸念されます。

原子力発電は放射性廃棄物の最終処分方法を確立しないまま進められ、高レベル放射性廃棄物の最終処分場は地下300m深い地層に埋める「地層処分」を行うとしているが、複数の巨大プレートがある地震多発国の日本において、「10万年間の監視が必要な核廃棄物を安全に保管できるのか」といった疑問はいまだに解決されていません。

よって、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」に基づき、北海道内に高レベル放射性廃棄物処分場を設置しないことを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年3月12日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、北海道知

事です。

議員各位の御賛同を、宜しくお願い申し上げ、私の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） 気楽に質問を受けて下さい。

今回の意見案第1号の意見書についてですけれども、以前に配付されていた陳情書の中身を見ますと、陳情されていることは2点なのです。

まず1番目には、道内全ての地域に最終処分場の選定に向けた調査をさせないこと。それから2番目に、全ての自治体に対して最終処分場にさせないこと。この最終的に処分をさせないということと、調査もさせない、それを陳情書の中に記載されております。

だがしかし、今回の意見書の中には、調査の部分が入っていません。このことに関しての、ここで遠軽の議会で常任委員会でもとめた時に、その部分は省いていいのかどうかということを陳情者に対して確認したかどうか、それをまず聞かせていただきたいのですが、どうでしょうかね。

その部分が調査させないという部分の、その部分について常任委員会のほうで、その部分は要らないよなというふうな議論があったのかどうか、そこら辺も確認したいのですが、もしくは議論が欠落しているということであれば、今回この提案された意見書についてはもっと時間をかけて、遠軽町の議会として全員で一つの協議会という場所において、本当に大事なことです。これは一つの常任委員会ですというのではなくて、お任せしたのですけれども、拙速に意見案として出すことはいかがかなとは思いますが、まず最初の質問の部分についてお答えができれば、宜しくお願いします。

（「休憩をお願いします。」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 暫時、休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

稲場議員。

○2番（稲場仁子君） 確かに、一宮議員がおっしゃるように、陳情書を出された提出の理由の最後のほうでは、最終処分場の選定に向けた調査が実施されないよという一言が入っております。ただ、意見案本文のほうには、それは含まれておりません。

私たちは、意見案の、もちろん提出された理由には承知した中で、出された意見案に対してそれが妥当かどうかということは審議いたしました。その理由に含まれている、調査が実施されないよという部分を意見書に入れるべきではないかということについては、委員会としては議論はしておりません。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○5番（一宮龍彦君）　そういう話になっているのだったら、しつこくなって申し訳ないのだけれども、その意見案は今一番大事です。寿都町にしたって何にしたって、今調査の段階で、それで揉めているんですよ。これ以上調査させるなだとか、しなくちゃならないだとか、そうやって二分されているんですよ。最終処分場を置くということに対しての議論ではなくて、調査そのものに対してのいろいろな意見の交換が現実にある。だからその問題をこっちに置いておいては、前には進んでいかないんだと思う。だから今回の意見者も、陳情書には書いてある。だけど、言ったら失礼かもしれないけれども、議会で意見出しましょうと言った時には議会で本来つくるべきものを、向こうで意見案としてつくってきて、議長の名前で出すような、そんな書き方をしているんですよ。そんな、中央に出す意見案はこちらで書く。陳情者が書くものではないです。それを参考にして、我が議会は、それをつくりましたなんて話になると、本末転倒ではないですか。

それと、何回もやらないからまとめて言いますけど、陳情書の中には、1回調査を受け入れると、あとは後戻り出来ませんよ、最終まで行ってしまいますよみたいなことが書いてある。そんな危ない陳情書ですよ。ちゃんと最終処分法という法律があって、その中でちゃんと明記されてますよ。

処分場を決めるまでに3段階あって、一番最初は調査ですよ。一番最初の調査で住民が反対したらそこからは先へ行きませんと、はっきり方針として決めてある。それをなし崩しに、1回調査受け入れたらあとはずっと行っちゃうよ、なんて。こんな陳情書ですよ。これはいい加減な陳情書としか認めないですよ。大事な法律もその法律名も、そんなものもきちんと書いてやってる陳情書だったら、ああ、そうだよな、危ないよなという話になるのでしょうかけれども、中がそういうことが散見されるので、これは今回取り上げないで皆で議論した方がいいのではないのでしょうかという、そういう話です。

これは答えは要らないのかな。意見だから。

○議長（前田篤秀君）　稲場議員。

○2番（稲場仁子君）　後段の部分はさておいて、前段のその委員会における意見書の扱いという部分では、暫時休憩をいただいて、事務局の見解を求めたいと思います。

○議長（前田篤秀君）　暫時、休憩します。

午前10時43分　休憩

午前10時45分　再開

○議長（前田篤秀君）　再開します。

高橋議員。

○1番（高橋義詔君）　賛成者議員として、今の一宮議員の質問に一部お答えしたいと思います。

委員会での意見書の作成であります、確かに提出者の意見案を参考にして作っておりますが、この意見書というのは、コピペと言えばコピペかもしれませんが、過去に

もいろいろな意見案はそういうような形で作られてきています。今ここに出ているものは、確かに、意見書案にはほぼ近いものですが、不必要な部分は削除をして、議会として、委員会としてまとめたものを提出していますので、まるっきり提出者のものをそのままということには当たらないという風に考えます。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○6番（竹中裕志君） 私も、担当の委員会の委員長としてお話をさせていただきますけれども、少数意見としては、もう少し慎重に審議すべきではないかという御意見も確かにありました。だけど、審議をして意見書を読んでいくうちに、皆さんの中から、この部分を削除して、うちの委員会としての意見書にしようということで、基本的に民主主義ですから、採決を取った時に、取り上げるという形で話がまとまりまして、削除した部分については、陳情者の相手方にも了解いただきまして、今回、文書自体を精査しまして、本委員会としては、基本、委員会の全員一致ということが基本ですので、委員会としては意見として提出しようという段階になりましたので、そういうことが流れとしてあります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） 経過についてはよく分かりました。

私としての最終的な判断は、これから今の議論を聞かれて、皆さんがどう判断するかということになるかと思っております。

私の質問はこれで終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、意見案第1号「高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書」を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） 採決の方は簡易採決ということで当初やっていたけれども、反対意見があるということは、起立採決ということでお願いしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 暫時、休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時50分 休憩

○議長（前田篤秀君） 再開します。

ただいまの議長の宣告に対し異議がありますので、本案は起立によって採決します。

意見案第1号は、原案のとおり決定することに反対の方は起立願います。

（反対者起立）

○議長（前田篤秀君） 起立少数です。

したがって、意見案第1号高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意

見書は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁へ送付します。

◎日程第４１ 意見案第２号

○議長（前田篤秀君） 日程第４１ 意見案第２号悪質商法による消費者被害をなくすために預託法の改正及び執行強化並びに特定商取引法及び同法指針の改正、執行強化を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○４番（秋元直樹君） ー登壇ー

悪質商法による消費者被害をなくすために預託法の改正及び執行強化並びに特定商取引法及び同法指針の改正、執行強化を求める意見書について、読み上げて御説明します。

消費者庁の特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会は、令和２年８月１９日に報告書を取りまとめ公表しました。

特に大きな社会問題となった豊田商事、安愚楽牧場、ジャパンライフ、ケフィア事業振興会、WILLなどによる、高齢者をはじめ多くの消費者に財産被害を及ぼす悪質な販売預託商法については、本質的に反社会的な性質を有し行為自体が無価値と捉え、「販売を伴う預託等取引契約の原則禁止等」と明記されました。

この間、消費生活相談では通信販売における詐欺的な定期購入商法などの相談が急増しており、解決を図ることは容易ではなく深刻な事態となっているほか、新型コロナウイルス感染症を巡る社会不安につけ込む、マスクなどの「送りつけ商法」も社会問題となっています。

また、検討委員会の報告書では、消費者の脆弱性につけ込む悪質商法の手口の巧妙化・複雑化には断固とした対応が必要として、法執行の強化や実効性のある制度改革の実施が重要と答申されております。

よって国においては、悪質商法による消費者被害をなくすため、次の事項を実施するよう強く要望します。

１、検討委員会報告書の内容に沿い、販売を伴う預託等取引契約を原則禁止とし、今通常国会において預託法を改正すること。

２、詐欺的な定期購入商法をなくすため、特定商取引法に係る指針の改正及び法執行強化を図るとともに、今通常国会において特定商取引法を改正すること。

３、送り付け商法について、現在の法規制内容の周知を図るとともに、諸外国の法制も参考に制度的措置を講ずること。

４、国及び地方自治体が厳正かつ適切な法執行を行えるよう、体制確保に向けた措置や連携強化を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出します。

令和３年３月１２日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣です。

議員各位の御賛同を宜しくお願い申し上げ、説明を終わります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第2号悪質商法による消費者被害をなくすために預託法の改正及び執行強化並びに特定商取引法及び同法指針の改正、執行強化を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付します。

◎日程第42 議員派遣について

○議長（前田篤秀君） 日程第42 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣をしたいと思えます。

なお、細部については、議長に一任していただきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、派遣することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、令和3年第2回遠軽町議会定例会を閉会します。

午前10時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 為 田 篤 秀
署 名 議 員 中 裕 志
署 名 議 員 山 本 悟